

カナダ移民政策の歴史(下)

—移民政策策定のプロセスとメカニズム—

村井忠政

目次

はじめに

I 第2次世界大戦前の移民政策

- ① コンフェデレーション以前(1497年—1867年)
- ② 自由渡航時代(1867年—1896年)
- ③ シフトン時代とカナダ西部開拓期(1896年—1914年)
- ④ 第1次世界大戦期と復興期(1914年—1929年)
- ⑤ 大恐慌期(1929年—1938年)
- ⑥ 景気回復期と第2次世界大戦期(1938年—1945年)

<以上10号掲載分>

II 第2次世界大戦後の移民政策

- ⑦ 第2次世界大戦後の好況期(1945年—1962年)
- ⑧ ポイント・システム導入期(1962年—1976年)
- ⑨ 1976年移民法導入期(1976年—現在)

むすび

<以上本号掲載分>

II 第2次世界大戦後の移民政策

⑦ 第2次世界大戦後の好況期(1945年—1962年)

戦後の移民政策を左右した2つの要因

第2次世界大戦後の好況期は第2次大戦終了の年(1945年)から始まり、1962年に新しい移民法が制定されるまでの約15年間である。第2次世界大戦後のカナダの移民政策に最も重要な影響力をもっていたと思われる要因としては、次の2つの事実をあげることができる。

第1の要因は、1946年から1962年まで戦後のカナダで好景気が続いたという事実である。カナダの国内では鬱積した戦時中の倹約生活が戦後になって消費物資の需要を生み出し、拡大した軍需産業を平時の体制へ変えることを大いに助けた。同時に、イギリスおよび西ヨーロッパの復興のための需要は、カナダの農場や工場からの生産物にとって、市場を開くことになった。資本

と労働力が不足するかもしれなかったので、それを避けるために、双方を外国から補給しようとした。イギリスとヨーロッパからは再び新たな移民の流れがこの国に注ぎ込まれた。合衆国からは巨大な直接投資が流れ込んだ。これらの要因すべてが、再生したイギリス系ナショナリズムを伴って、1950年代の急上昇の繁栄を生み出したのである。¹

1970年代初頭まで続いた戦後カナダ経済の好況によってカナダの移民政策は大きく影響されることになる。石油や天然ガスなどの地下資源や製造業部門に対する大規模な民間投資が行われ、都市基盤や産業基盤の整備や大学をはじめとする教育機関に対する政府の公共投資が戦後の消費者の需要の高まりと結びつき、この時期のカナダは経済的繁栄が長期にわたり継続した。この結果、カナダのGNPは1939年の57億ドルから1962年の360億ドルと飛躍的な伸びを示している。1958年までの失業率を見ると、2.8%から5.9%の間を上下しており、この間の実質所得は倍増している。このような好況の持続はおよそ30年間におよび、これによってカナダ国内の熟練労働者も不熟練労働者もともに不足し、本格的な移民政策が開始されることになる。²

この時期のカナダの社会的変化として見逃すことができないのは人口の急激な増加である。戦後1956年までに、カナダには100万人以上の移民がやってきたが、1960年代初頭までには、200万人近くが到着している。多くの人々は戦後のヨーロッパの単調な耐乏生活から逃れ、急速に拡張しているカナダに新しい期待を見出すために来たのである。これらヨーロッパからの移民の3分の1がイギリスから、他の3分の1がイタリアから、そして残りの3分の1がオランダ、ドイツ、エストニア、ポーランドなどからの移民であった。この結果カナダ社会の民族構成は、非イギリス系人口と非フランス系人口とが拡大されることによってより多様化したことは言うまでもない。「トロントやモントリオールのような都市では、密に編み込まれた大きな外国語社会が、カナダ生活に新しい問題を提出するとともに、色彩と多様性を添えるごとく出現した。新カナダ人たちは貴い知識・技術、そしてもっと多くの資本も携えてきた。彼らは労働力をさらに増し、物資に対して活発な国内需要を保つのに力を貸した。」³

戦後の好況と並んで、この時期の移民政策に重要な影響を及ぼしたもう一つの要因としては、1945年に創設された国際連合を中心とする国際諸機関（GATT、NATOその他）の活動が活発化し、カナダもこれに積極的に関与することになったことがあげられる。国際世論を考慮に入れると、カナダも人種差別的な選抜基準を改め、より開かれた選抜基準にもとづいた移民政策の導入を主唱する国際世論および国内世論の圧力にさらされることになる。⁴

1946年から1962年までの16年間に合計2,151,505人が移民としてカナダに移住しており、年平均にすると126,559人という数字になる。またカナダは1947年から1962年にかけて25万人の難民を受入れている。これらの難民の出身国はポーランド、ウクライナ、ドイツ、オーストリア、ラトビア、リトアニア、チェコ、オランダ、ロシアなどであり、ヨーロッパ、とりわけ東欧諸国が多い。⁵

次に移民の職業別構成もこの間に大きな変化が見られた。大まかな傾向を述べると、戦前はそのほとんどがカナダ西部開拓のための農業移民であったが、戦後は熟練技術者や専門職が占める

割合が増えてきている。1948年の時点では、カナダに来る移民のおよそ5人に1人が農民もしくは農業労働者であった。しかし1961年の時点ではこの数字は20人に1人になっている。したがって定住地域も大きく変わってきており、かつては西部平原州の農業地域に落ち着いていたのが、オンタリオ（約50%）、ケベック（約20%）、ブリティッシュ・コロンビア（10%）などの大都市に大部分が定住するようになっている。

この間に移民の民族構成にも劇的な変化が見られた。既に述べたように、戦前は連合王国、アイルランド、北欧、西欧などからの移民が圧倒的な割合を占めていたが、戦後になるとイギリスからの移民数は1946年—1950年の44%から1956年—1961年の27%に減少しているのに対して、同時期にイタリアからの移民数は4.5%から18%へと激増している。この結果、1957年には、カナダ史上初めて、英仏系以外の民族であるイタリア系移民が英国系移民を上回った。しかしながら、非西欧圏の国々からの移民は依然として増加していない。⁶

この結果、1950年までにいくつかの都市では、アングロサクソン系ではない市長が出るようになる一方、ヨーロッパ風の名前が連邦議会、州議会、地方政府の政治家の中に、頻繁に現れるようになった。トロントやモントリオール、その他のいくつかの都市では、古い区域が事実上特定の言語グループに接収されてしまったにもかかわらず、第1次世界大戦前に見られたような土着の人々からの反感はずっと少なくなった。カナダ人は移民を直ちに同化しようと強力に迫ることもなかったし、真実ヨーロッパ色の加味されることを歓迎しているようであった。⁷

キング首相の移民政策に関する声明

戦後の移民政策における最初の仕事は、移民選抜に関する基本方針を打ち出すことであった。それは1947年5月に連邦議会下院においてなされたマッケンジー・キング首相による移民政策に関する声明のなかで明らかにされ、これが1962年までカナダの移民に関する公式見解となった。この声明のなかでキング首相は国家の受入れ能力が可能な限り、ヨーロッパからの移民によるカナダの人口増加と経済発展を移民政策の2大目標として掲げた。この声明はしばしば引用されるが、以下の6項目からなるものであった。⁸

- ① カナダの移民政策の目的は、国家の人口増加を図ることにある。
- ② 移民による人口増加は、カナダの資源開発を助け、国内市場を拡大し、第1次産品の輸出への依存度を減少させることによって、カナダの生活水準を向上させる。
- ③ 注意深い移民の選抜を行うことは不可欠である。
- ④ 収容能力に応じた数の移民を受入れることが最も重要である。したがって、その数はカナダ国内の経済状態によって毎年変わる。
- ⑤ 移民問題はカナダの国内問題であり、議会がそれを管理統制する権利を有する。現行の移民法の中で問題のある差別政策は廃止されるべきであるが、移民を許可する最終的な権限はカナダにある。外国人には移民としてカナダに入国する「基本的人権」はない。これはあく

までも「特典」(privilege)である。

- ⑥ カナダ国民は大量の移民受入れによるカナダの民族別人口構成比の大幅な変化を望まない。したがってカナダ政府は、まちがいなく社会的・経済的問題を引き起こす「東洋からの大規模な移民」には反対である。

このような基本方針を背景として1952年の移民法が制定されるまでには、移民政策に関する各種の改善がなされた。たとえば1946年5月28日には1931年の移民法にわずかの修正が加えられ、アジア系の国内受入れ保証人については「市民」(カナダ国籍を有する)から「住民」に枠が広がられた。翌1947年5月2日には、中国人の入国を禁止した中国人移民法が廃止された。これにはブリティッシュ・コロンビア州議会の議員による強い抵抗運動があったが、カトリック教会や労働組合等多くの圧力団体による非難的となり、新聞も廃止の方向に向けてキャンペーンを張った。⁹ 1949年6月2日には、フランス国民も独立移民有資格者のリストに加えられた。

市民権移民省の新設

行政面においても、1946年にカナダ市民権法(Canadian Citizenship Act)が議会を通過し、1950年1月18日には、市民権移民省(Department of Citizenship and Immigration)が発足している。この新しい省には一般市民権、移民、先住民(インディアン)に関する局がそれぞれ置かれ、これら3種類の人々を同等の格で扱う配慮がなされた。それ以前の移民局は、その時廃止された鉱山資源省(Department of Mines and Resources)にあり、移民という人的資源が天然資源と同一視されていたことを考えると、一步前進したとも言えるが、移民と先住民(インディアン)という全く相反する利害関係を持つ2つの集団を1つの省の管轄下に置くということは、結果的に見ると望ましいことではなかった。¹⁰

さらに英・仏・米の3つの国民に限定されていた独立移民の入国を他のヨーロッパ人にも開放する目的の法令が、1950年6月9日に発令された(P.C. 2856)。これによると「カナダの風土、社会、教育、労働、その他の条件や要求を満たすことのできる者で、入国後妥当な期間内にカナダ社会の生活に順応し同化することにおいて問題のない者」¹¹なら誰でも受け入れられることになった。また1950年9月14日には敵国からの移民の禁止が解除となり、ドイツ人も他のヨーロッパ人と同じ条件で移民が許されるようになった(P.C. 4364)。ただし日本人の場合には、1952年7月まで敵性外国人(enemy aliens)と見なされていた。¹²

1952年移民法とその問題点

以上のようなさまざまな改善の試みが行われる中で、それまでのあらゆるものを総括する意味において1952年の移民法が制定された。それは1910年の移民法以降、画期的な新しい移民法となる。その構成は以下の通りである。¹³

- ① カナダ市民権あるいは永住権の獲得を目的とした者の入国に関する規定
- ② 入国が許可されない者の部類（カテゴリー）の明記
- ③ 移民を審査する権限の制定
- ④ 当該省庁の長官・官僚の権限の明記
- ⑤ 移民および移民候補者の逮捕・監禁・国外追放ならびに審査・調査・提訴に関する規定
- ⑥ 移民法に違反した場合の罰則
- ⑦ 移民制度の乱用、不正行為の防止
- ⑧ 移民に対する渡航費の貸与制度の制定
- ⑨ 次の基準に基づいて特定の移民の入国を制限・禁止する総括的権限を諮問委員長に与えること
 - (i) 国籍・市民権・民族的背景・職業・階級・出身地域
 - (ii) 特異な慣習・習慣・生活様式・財産の所有方法
 - (iii) 気候風土・経済・社会・産業・教育・労働・健康・その他の諸条件に対する不適応性
 - (iv) 入国後無理のない期間内に同化し、カナダ国民としての義務と責任を果たす能力に欠けると思われるとき

この移民法における最大の問題点は、おそらく市民権移民省長官にはほぼ無制限の権限が与えられたことであろう。この法では移民を許可する者については長官および官僚（入国審査に当たる特別審査官）が全く自由に決定することができたので、ヨーロッパからの移民が最も優先的に受け入れられるのは至極当然なことであった。

移民の入国を審査する際の基準が曖昧で、長官や官僚の自由裁量の権限が大きすぎたことの弊害は、第1に、長官や官僚が個々のケースの処理に追われるあまり、本来の職務である移民政策の計画立案や移民管理の仕事まで手が回らないという結果をもたらした。弊害の第2は、審査基準が曖昧なために、長官の恣意的判断が大きく作用し、入国審査の公正さに疑念が持たれるようになったことである。

連邦議会下院における論争

このような移民法の問題点に対してもっとも手厳しい批判を投げかけたのは、連邦議会下院の一部の議員たちであった。これらの議員は必ずしも野党議員というわけではなく、自分の選挙区に多数の移民を抱えていたり、自分自身がその民族的出自のゆえに移民問題に特別な関心を持っている人々であった。さらに、法律家たちも差別的な入国審査に関する顧客（クライアント）の苦情や訴えを取り上げ、裁判沙汰にすることが多かったのは当然であろう。¹⁴

このような世論の動きをにらんで、当時連邦議会下院の野党であった保守党は、政権党である自由党を攻撃するための争点として移民政策を取り上げ論争を挑んでいる。この問題に関する保守党内随一の論客は共に弁護士出身の党首ディーフェンベーカー（John G. Diefenbaker）とフル

トン議員 (E. Davie Fulton) であった。1955年2月15日、自由党政府に対する不信任の動議を提出した際に、保守党を代表してフルトン議員は次のように政府の移民政策を厳しく批判している。

政府の移民政策は不明瞭で、一貫性に欠け、バラバラで調整が取れていないといわなければならない。それはわが国のニーズや責任に応えるものとなっていない。¹⁵

保守党が提出した不信任の動議は結局のところ否決されてしまったが、このような保守党の批判に対する政府側の答弁は一貫性や説得力を欠き、時として答弁の内容が矛盾することも多かった。¹⁶

1952年移民法に対する批判は議会内にとどまっていなかった。カナダ法律家協会をはじめとする法曹界の諸団体が調査報告書や決議を公表し、当局の移民行政の悪しき慣行を指摘し、移民の法的諸権利が否定されている事実などに対して攻撃の矛先が向けられた。¹⁷

移民政策をめぐる省庁間の対立

移民政策に関する省庁間の見解や姿勢の対立も深刻な問題を孕んでいた。すなわち、労働省 (Department of Labour) の見解によれば、移民計画はカナダ国内の景気循環に合わせてなされるべきであり、したがって、失業が深刻な問題となっている時期には、当然のこととして移民枠は厳しく制限されるべきであり、毎年の移民計画はカナダ国内の労働力の不足を埋めるためになされるべきである。これに対して市民権移民省としては、長期的な視点に立って移民の価値を認めようとする立場をとっていたので、「水道の蛇口を閉めたり緩めたりする政策」 (“tap on and off” policy) によって短期的に移民受入れ枠を増減させることで調整することには反対の立場をとっていたのである。

このような中で起きた異変ともいえる事件が、1956年のハンガリー動乱とそれに続くスエズ危機であった。その結果、人道的な立場から、カナダは1958年末までに、本来の移民枠には含まれない37,566人のハンガリーからの亡命者と、108,989人のエジプトからの英国系難民を受け入れることになった。その際、移民への教育という点で刺激となったのはハンガリーからの移住者たちであった。すなわち、17人の教師と調整係、それにハンガリー語ができる講師がオランダに派遣され、カナダへの移民希望者に対する特訓が現地で行われたのである。さらにハンガリー語で『新入国者のための手引き』が2万部印刷されて内外で配布された。¹⁸

⑧ ポイント・システム導入期 (1962年—1976年)

1962年に始まり1976年までのポイント・システム導入期の移民政策で最も注目すべき変化は、1962年の新しい移民法の制定によって、人種差別的な移民政策が廃止されたことである。これはカナダの移民政策の歴史上画期的な出来事というべきであろう。このような根本的な変化の背景

には、次のような事情が横たわっていたと考えられる。

- ① 国際世論から厳しい批判にさらされたカナダの移民政策から人種差別的なスティグマを取り除く必要があった。
- ② 熟練労働者が不足し、不熟練労働者の間で失業率が高いために、質の高い技術移民を受入れることが不可欠であった。
- ③ より安定した移民プログラムを策定することの必要性が痛感されていた。
- ④ 移民局内部で、保証人付きの扶養家族 (sponsored dependents) に対して何らかの措置を講ずる必要性が強く感じられていた。¹⁹

このように、新しい移民法は、それまでの人種差別的な基準に代わって「技術」を移民審査の基準とするより普遍的で能力主義的な方向に転換を遂げたのである。さらに1967年には、審査基準をより客観的かつ公正なものとするべくポイント・システム (Points System) が導入された。

1962年の移民法—人種差別の撤廃と技術移民の導入—

1960年代のピアソン (Lester B. Pearson) 自由党政権下のカナダでは、リベラルな雰囲気の中で政治経済面でも行政面でも多数の改革が行なわれた。従来の移民政策も道徳的・实际的に時代と合致していないことが自覚され、能力主義的でより普遍的な判断を基準とする新しい移民政策の必要性が叫ばれた。

かくして、1962年に新しい移民に関する法令 (P.C. 1962—1986) が発令されたが、この法令の特徴は、単独で入国を希望する移民に対する人種的・民族的差別が撤廃されたことである。²⁰ 以前の差別政策の名残といえ、保証人付きの移民については、ヨーロッパ人の方が他の者よりも広い範囲の親族が許されるということであった。そしてこの法令においては、「技能」が移民選択の基準の中心であるということが明確に打ち出された。

この法令によると、独立移民として入国が許可されるのは教育、職業的訓練、技能、あるいはその他の特別な資格などの事由から、カナダに首尾よく定住できる可能性を持つ者で次のような条件を満たす者である。²¹

- ① 定住するまで生活するのに十分な財力を有する者
- ② 移民局長 (Director) によって取り決めがなされた、あるいは承認された雇用のために入国する者
- ③ 移民局長によって取り決めがなされた、あるいは認められた事業、家業、職業、農業に従事するために入国する者

これらの移民はどの国の出身者であっても、配偶者や未婚の18歳未満の子供の保証人となって

近親者をカナダへ呼び寄せることができたが、遠い親戚の保証人になることは、トルコを含むヨーロッパ、北・中・南米および近隣諸島、エジプト、イスラエル、レバノン出身者のみに許され、アジアとアフリカのほとんどの国の出身者には許されなかった。²²

1967年の移民法—ポイント・システムの導入—

カナダの移民政策の流れとして1960年代後半に入って見られるのは、移民の質の向上を目的としたということである。古い政策においては人種あるいは民族を選択することで移民の「質」を維持することができると考えられる趣が多分にあったが、必ずしも人種や民族が直接質につながるものではないという認識が次第に強くなってきた。1962年移民法においては、独立移民の場合には人種や民族の枠を外して、教育や技能などの人的資源としての質が移民選択の基準になっていたのであるが、保証人付きの移民については、血縁者であれば教育、技能などは問われることがなく、しかも欧米系の移民についてはかなり薄い血縁関係の者までも幅広く認められるということであった。しかし、たとえ「好ましい」民族であっても比較的自由に入国を認めるということは人的資源の質の低下につながると見られ、この点に関する改良が求められたのである。²³

1966年、人的資源移民省大臣によって『移民白書』が連邦議会に提出された。²⁴ この白書の趣旨は、連邦政府が移民政策とカナダ国内の労働需要との間の統合を図るべきであるとするものであった。すなわち、移民政策は概して言えば国内の経済政策と、そしてとりわけ労働政策および社会政策との整合性がなければならないというのだ。要するに、『移民白書』によれば、カナダはもはや従前のように短期的な要因によって移民政策を策定するのではなく、より長期的な経済発展という視点に基づいて政策決定すべきなのである。²⁵ 『移民白書』はさらにもう一つの重要な提言をしている。「保証人付き移民」のカテゴリーでカナダに入国してくる人々の多くは非熟練労働者であり、教育水準も低いことが明らかである。そこで、このカテゴリーによる移民受入れ枠を狭める方向に法改正を行うべきだというのがその提言である。²⁶

『移民白書』の提言は議会やマスメディアにおける大きな論争を巻き起こした。また政党、労働組合、実業界、キリスト教会、その他各界、各層の関係者からの発言が活発になされた。これらの議論を受けて、人的資源移民省はその移民政策の再検討を迫られることになったのである。この再検討の結果、1967年にカナダ移民政策の歴史において画期的な新しい移民法が誕生した。

1967年移民法の特筆すべき特徴は、カナダ移民史上初めて、独立移民、保証人付き移民のどちらについても、人種、民族、国籍による差別が一切行われなくなったという点にある。さらに、1967年移民法は移民を独立移民、保証人付き移民、指名移民の3つのカテゴリーに分類し、独立移民については、移民申請者の教育、職業訓練、言語能力、目的地、適性、年齢、業種などがカナダ国内の需要に準じて点数で評価されることになった。²⁷

以下、これらの評価項目について簡潔に説明することにしよう。

① 教育と職業訓練 (20点満点)

移民申請者が1年間継続して公的教育ないし職業訓練を受けている場合、1点が加算される。

② 適性評価 (15点満点)

移民申請者の適応力、動機づけ、積極性、その他の資質について移民審査官が評価。

③ 職業上の需要 (15点満点)

移民申請者の職種に対するカナダ国内での需要が強いか否かによって評価される。熟練技能者ほど高得点につながる可能性が大きい。

④ 職業上の技能 (10点満点)

専門職を最高得点(10点)とし、熟練の程度に応じて評価され、不熟練労働者の場合は0点になる。

⑤ 年齢 (10点満点)

35歳以下のものは一律10点が与えられ、35歳を1歳上回る毎に1点減点される。

⑥ 雇用機会 (10点満点)

申請者がカナダ国内で雇用されることが確定していれば10点を獲得。

⑦ 英語と仏語の言語能力 (10点満点)

英語か仏語を流暢に読み、書き、話すことが出来る者には5点が与えられる。英仏両公用語に通じているものには10点が与えられる。

⑧ 親類縁者 (5点満点)

申請者が落ち着くまで援助してくれる親類がカナダ国内にいる場合。

⑨ 目的地における雇用機会 (5点満点)

申請者が定住しようとしている地域に労働力に対する強い需要がある場合に高得点を獲得。

1967年に始まったこのポイント・システムはその後1974年、1978年、1985年と改訂がなされている。それに伴って入国許可のために要求される最低の得点ライン(パスマーク)は、1967年には50点であったが、1985年には70点に引き上げられている。これらの評価項目のうちどれか一つの項目で低い得点をとっても、他の項目で補うことができればパスマークをもらうことが出来る。²⁸

また保証人付き移民については、扶養家族(sponsored dependents)と血縁関係の薄い指名親族(nominated relatives)とに分類され、後者についても単独移民に対するポイント・システムの基準をやや緩めたもの(教育、適性評価、職種への需要、技能、年齢)が適用され、独立移民よりはやや有利に入国できるが、以前のように保証人さえあれば無条件に入国できるということとはもはやなくなった。このように、カナダの移民政策における人種差別的撤廃は、一方では人道的な配慮があったことは確かに否定できないものの、他方ではカナダ経済における人的資源(労働力)の質の向上という、より現実的な使命を帯びたものであったと言える。

この人的資源の質の向上という目的のために、この移民法が発令された前年には官公庁の다가

かりな再編成が行われていた。その詳細な経緯については省略するが、1966年6月には政府組織法 (Government Organization Act) が施行され、人的資源移民省 (Department of Manpower and Immigration) が新設された。²⁹ さらに、1967年12月には、カナダ人的資源移民評議会法 (Canada Manpower and Immigration Council Act) が成立した。この評議会の主な役割は、人的資源移民省の大臣に対して、移民を含むカナダ国内の人的資源の効率的な活用に関わるあらゆる問題について提言することにあった。そしてこの評議会のもとに、成人の職業訓練、移民の社会環境への適応、身体障害者のリハビリテーションサービスの調整、人的資源と移民に関する研究、という4つの事柄を検討するための諮問委員会が設けられ、ここで初めて移民に対する教育という問題が正式に取り上げられ、制度化されることになったのである。³⁰

⑨ 1976年移民法導入期 (1976年—現在)

『グリーン・ペーパー』の刊行

1972年、人的資源移民省の大臣にアンドラス (Robert Andras) が就任し、新しい移民法の制定作業にとりかかっている。彼が取り組んだ最初の仕事は移民政策に関するグリーン・ペーパー (議会審議用の政府試案を述べた政府の文書) を準備することであった。彼はこの仕事を遂行するためのタスク・フォース「カナダの移民と人口に関する研究班」を組織した。この作業は当初予定したよりも時間を要し、1974年秋になってようやく刊行にこぎつけ、内閣に提出された。この文書のタイトルは『カナダの移民と人口に関する研究報告書』 (*A Report of the Canadian Immigration and Population Study*) であった。³¹

1966年の『移民白書』とちがって、『グリーン・ペーパー』は移民政策に関する政府の立場を述べるというよりは、カナダの移民法や移民政策がもたらした否定的側面をも含むさまざまな問題点を客観的な事実として指摘している。たとえば、近年のカナダへの移民がトロント、モントリオール、ヴァンクーヴァーなどの大都市に定住する傾向が強いために、カナダの都市化が急激に進展し都市の住環境の悪化や環境問題等を招いていることや、カナダへの新移民が英語圏に偏る傾向が強いことの結果としてフランス語を母語とする人口 (フランコフォン) の比率が減少傾向にあること、これらはすべて移民受入れによる急激な人口増加がもたらしたものであると結論づけている。³² 『グリーン・ペーパー』はさらに、1962年と1967年における移民法の改正の結果、アジア・中東からの移民が急増し、カナダの民族構成が大きく変化したことが人種間の緊張を生んだと指摘し、これらの問題を解決するためには、移民の受入れは第一義的には労働市場における需要に応じてなされるべきであると述べている。以上からわかるように、『グリーン・ペーパー』の論調は、積極的な移民受入れにはどちらかというとな否定的な姿勢をとっているといえる。

『グリーン・ペーパー』のこのような論調にたいしては、当然予想されたことであるが、各方面からこれを批判する声があがった。とりわけ多くの批判の矛先は、『グリーン・ペーパー』が、移民の社会的・経済的効果に対して否定的な見方をしている点に向けられた。ほとんどのエス

ニック・グループが『グリーン・ペーパー』の論調に対して人種差別的であると非難したことは驚くに当たらない。その詳細については省くが、ここではそのなかから学界関係者の声を紹介しておこう。多くの研究者が『グリーン・ペーパー』の提言に関して意見を寄せているが、このなかにはカナダにおける移民政策の歴史についての著作をもつ2人の移民研究者、フリーダ・ホーキンス (Freda Hawkins) とジェラルド・ダークス (Gerald E. Dirks) が含まれていたことは言うまでもない。とりわけ、ホーキンスは『グリーン・ペーパー』の分析は薄っぺらい表層的なものに止まっていると批判し、カナダもアメリカ合衆国やオーストラリアに倣って、より広範な世論の声に耳を傾けるべきであると主張した。さらに彼女は移民政策に関する王立委員会 (Royal Commission) の設立を呼びかけている。³³

上に述べたような議論を踏まえて1975年3月、カナダ連邦議会で移民政策に関する上下両院特別合同委員会が結成され、精力的に公聴会が開催され、1975年秋には最終報告書を出している。³⁴ この最終報告書でなされた14項目に及ぶ勧告のほとんどがそのまま1978年4月に施行された1976年の新しい移民法に採用されており、その意味でこの合同委員会の果たした役割は高く評価されている。

1976年の移民法

1976年移民法の特徴は、カナダの移民法において初めて移民政策の基本原則を明記したことにあるといえる。ここで確認されている基本原則には次のような事項が達成すべき目標として含まれている。³⁵

- (a) 人口規模・人口増加率・人口構成とその地理的配分等に関する目標を達成する
- (b) 多文化主義および二言語主義の強化促進
- (c) カナダ国民および永住権を有する者と在国家族との合流 (再会) をより容易なものとする
- (d) 永住外国人がカナダ社会にスムーズに順応できるように連邦政府・州政府・地方自治体政府が協力する
- (e) 貿易、商業、観光、文化的・学術的活動などの目的でカナダに入国することを容易にする
- (f) 人権と自由に関するカナダ憲章に違背する人種・出身国・民族・皮膚の色・宗教・性による差別の撤廃
- (g) 人道性を考慮した難民の受入れ
- (h) カナダ全域における経済発展の促進
- (i) カナダ社会の健康・安全・秩序の維持
- (j) 犯罪活動のための入国を禁止することによる国際的秩序と正義の促進

移民受入れに関する州政府との事前協議

カナダにおける移民の入国管理等に関する基本原則は、1867年カナダ憲法（旧英領北アメリカ法）第95条によって次のように規定されている。

各州においては、立法府は、その州における農業およびその州への移民に関し、法律を制定することができる。また、カナダ議会が、州における農業および州への移民に関し、時に応じて法律を制定することができることを、ここに宣言する。農業または移民に関する州の立法府の法律は、カナダ議会の制定法に違反しない限り、州において、かつ、州のために、効力を有するものとする。

上記の条文から明らかなように、移民受入れに関する法の制定と執行は連邦政府と州政府の共通の権限となっているが、過去においては州政府は教育面以外では移民政策についてあまり関心を示してこなかったというのが事実である。しかしながら、以下に見るように、1976年移民法の施行以降、各州の移民受入れに対する態度は大きく変化することになる。

1976年移民法では移民担当大臣が移民受入れに関して各州の政府と事前協議を行い、毎年の移民受入数などに関して年間計画を議会に提出することを義務づけている。どの州も移民受入れのプロセスに参加することには熱心であるが、なかでもケベック州はとりわけ強い関心を持っている。この背景にはケベック党に代表されるケベック・ナショナリズムがあることはいうまでもない。すなわち、ケベック州から見ると、これまでのカナダ連邦政府の移民政策は、アングロフォン（英語使用人口）ないしアロフォン（公用語である英仏両語のいずれも使用しない人々）の数を増やすことにつながっており、その結果ケベック州内におけるフランコフォン（フランス語使用人口）の割合は減少の一途を辿っている。これに歯止めをかけるためには、ケベック州独自の移民政策の導入が必要であるというわけだ。1978年、連邦政府とケベック州政府との間で合意が成立し、ケベックは移民政策に関する大幅な権限を連邦政府から譲歩させることに成功し、翌年の1979年にはケベック州独自の移民法の導入に踏み切っている。ケベック州政府のポイント・システムによれば、適性評価（適応力などの個人的資質や動機づけ、ケベックに関する知識などに関する評価）の項目に22点という高得点を付与している（連邦政府のそれは10点満点）。言語能力の項目について見ても、連邦政府のそれは英語能力、仏語能力のそれぞれに5点満点を付与しているのに対して、ケベック州の場合はフランス語能力に12点という高い得点を与えているが、英語能力にはわずか2点しか与えていない。³⁶

移民受入れに関する5ヶ年計画

1990年に保守党政府は、「移民受入れに関する5ヶ年計画」(Five-Year Immigration Plan)を議会に提出したが、このプランの作成に当たっては実業界、労働界、あらゆるレベルの政府、地域社会のさまざまな団体などを代表するおよそ4,000人へのぼる人々からの聴き取りが実施されている。³⁷ 第1次5ヶ年計画(1991年—1995年)の下で、この計画の最終年度である1995年までには

独立移民の大多数を熟練労働者が占めることになった。さらに連邦政府は、各州政府および民間部門との事前協議を実施することによって、特定の州において供給不足に陥っている職種を指定し、そのリストを作成している。移民申請者のうち、このリストに載っている職種に就くことを希望している者に対しては、その選抜に当たって特別にボーナス・ポイントが与えられた。

この第1次5ヶ年計画はカナダの移民政策の歴史において画期的な意味をもつ。それというのも、この長期計画によって連邦政府は、連邦結成以降の移民政策の歴史において初めて、カナダの国内経済が後退期にある時でさえ、移民受入れ数を増やす方向で努力しなければならなくなったからである。移民受入れ枠の拡大を目指すこのような連邦政府の政策は、改革党だけが移民受入れ枠の削減を求めたのを除いて、連邦議会のほとんどすべての政党から支持をとりつけている。³⁸ 1992年、労働界の声を代弁して、カナダ労働会議（Canadian Labour Congress）会長ボブ・ホワイト（Bob White）は、一般論として移民がカナダ国民からその仕事を奪うことはないし、それどころかむしろ雇用、需要、富を創出していると、力強く述べている。³⁹

ビジネス移民プログラム

1976年移民法のもうひとつの大きな特徴はビジネス移民プログラムの導入である。ビジネス移民プログラムは、まずオンタリオ州における試験的プロジェクトとして1975年に導入され、その成功によって自信をつけた連邦政府が1978年から全国的なプログラムとして実施したものである。これは1967年移民法の延長線上にあるものであったが、明らかなきがいが2点あった。第1に、これは以前の経験をもとに作られたプログラムであり、移民希望者の資格要件として、ビジネス投資というかたちで積極的に経済に貢献することを要求する。第2に、このプログラムは、企業家、自営業者、投資家といった経済的役割によって示される社会経済的経歴が、中流以上の人々に便宜をはかることをとくに想定している。

当初、このプログラムは「企業家」（entrepreneur）および「自営業者」（self-employed）という2つのクラスで出発したが、1986年1月に連邦政府がビジネス移民クラスに新たに「投資家」（investor）クラスを導入したことによって、このプログラムはさらに細分化されて、3つの異なる区分に分けられ、それぞれ次のように定義された。

- ① 企業家—カナダにおいてベンチャー・ビジネスを設立または買収するか一定の投資を行なって、黒字経営する意思と能力を有する者。事業はカナダの経済に大きく貢献するものでなければならない。また、結果として、企業家およびその扶養家族を除く5人以上のカナダ国民または永住者を対象とする雇用機会を創出又は維持するものでなければならない。この区分は、小規模から中規模の企業経営にふさわしい熟練した実業家に適用される。
- ② 自営業者—申請者本人のみを雇用する事業を創立する意思と能力を有する者。事業はカナダの経済、または文化、芸術活動に貢献するものでなければならない。この区分はカナダ人の職を創出も維持もしないが、農業従事者、スポーツ選手、美術家、舞台芸術家、社会に必

要な小売店の経営者など、経済的文化的な意味で大きく貢献する個人に適用される。

- ③ 投資家—ビジネス上の実績および50万カナダドル以上の個人資産を有することを証明できる者。投資家はカナダ国内の事業に対して少なくとも3年間にわたって最低25万カナダドルの投資を行なうことが要求される。⁴⁰

ビジネス移民がカナダの毎年の移民受入れ総数の中に占める割合は約10%と比較的小さいが、それがカナダ社会に及ぼす経済的効果への期待は大きい。1979年から1986年までの期間に、36,327人分の職が創出または維持されたと推定され、同じ移民によって60億カナダドルを超える資金がカナダに移された。このプログラムが導入された最初の数年間は申請者の出身国はほとんどが欧米諸国であったし、その数もかなり少なかったが、1983年からその数は急増し、香港が企業家移民の供給国として第1位の座に就き、その後香港、台湾、韓国などのアジア諸国が上位を占めるようになってきている。⁴¹

む す び

本稿においてわれわれは、1497年に最初のヨーロッパ人ジョン・カボットのニューファンドランドへの到来から数えておよそ500年におよぶカナダ移民政策の歴史を辿ってきた。その際、第2次世界大戦前と大戦後のカナダにおける移民の歴史をいくつかの時期に区分することによって、それぞれの時期において移民法や移民政策が形成されたプロセスを明らかにしてきた。さらにわれわれは、この移民政策策定のプロセスにどのような人々がどのような形で関わりをもったか、彼らを突き動かしていた理念や価値観あるいは利害関心はいかなるものであったか、またこれらの理念や利害が具体的な移民法や移民政策として立法化される際に、さまざまな移民行政に携わる官僚たちはいかなる役割を果たしてきたのかを明らかにしてきた。最後に本稿を終えるに当たって、これまでの叙述から明らかになった歴史的事実にもとづいて、カナダ移民に関して一般に抱かれている常識がいかに誤ったものであるかを明らかにしようと思う。

最初に「カナダは移民の国家である」という神話について取り上げよう。確かにある意味ではカナダは移民によって成り立っている国であることは否定できない事実である。しかし移民に関する統計データをよく見てみると、カナダの総人口のなかで移民が占める割合は、ある特定の時期を除くと、意外に小さいことに気がつく。カナダの歴史のなかで移民受入数が最も大きかったのは20世紀初頭の10年間、すなわち1901年から1911年までの間であるが、この時期でさえ、移民が総人口に占める割合は13%から22%に増えたに過ぎない。

さらに、われわれはカナダの人口増加は大量の移民の流入によるものと思いがちであるが、実は移民による人口増は意外に小さく、カナダの人口増を支えているのは自然増であることがわかる。カナダの歴史を通じて、移民による人口純増は極めて限られた時期（20世紀の最初の10年間と第2次世界大戦後の時期）にのみ見られた例外的な現象であったといっていよい。このように移

民がカナダの人口増に思ったほど寄与していないという事実の背景には次のような事情が存在している。すなわち、カナダは確かに毎年大量の移民を受入れてきてはいるが、これら移民の大多数はカナダに定住せず隣のアメリカ合衆国へ流出したり、出身国へ戻ってしまうことが多く、結果として人口増の足を引っ張っているのだ。

移民をめぐる第2の神話は「カナダはいつの時代においても、ヨーロッパやアメリカと違って、移民や難民の受入れに関して寛容で人種的偏見から自由であった」というものである。確かに現在のカナダの移民政策を見る限り、カナダは移民や難民の受入れに関して寛容で人道的な姿勢を貫いているように思われるかもしれない。しかしながら事實は、カナダにおける移民の歴史の大部分を通じて人種差別的かつ排他的な移民選抜がなされてきたといえる。戦前の移民法では、あからさまな人種的基準にもとづいた移民の選抜が行われていたことは明らかである。コンフェデレーション（連邦結成）後のマクドナルド政権の緊急の課題は、できる限り速やかにカナダの総人口を増やし、未開拓のままの状態にあった西部カナダへの入植を進めることによってアメリカ合衆国の軍事的侵入に備えることにあった。さらにイギリス系の移民をできる限り多く受入れることでイギリス系人口を増やし、フランス系人口に対抗することでイギリス系の優位を確保することにあった。また、カナダ連邦政府にとって最も「好ましい」移民とはできる限りはやくカナダ社会に適応・同化することが期待される人々であり、この意味でもやはり英米系の移民が最も「好ましかった」のであり、それ以外の者はたとえ移民が許可されたとしても、英米文化に同化するのが当然と考えられていたことはいうまでもない。ちなみに、英米系の次に「好ましい」とされたのは北欧系やドイツ・オランダ・ベルギー系の移民であり、ついで南欧系と東欧系がそれに続き、最底辺の最も「好ましくない」移民としてはユダヤ系、東洋系、黒人が位置していた。人頭税を課すことによる中国人移民の排斥、第2次世界大戦中の日系カナダ人の強制移住・強制収容、ナチスドイツに追われてヨーロッパから亡命してきたユダヤ系移民の受入れ拒否などに、当時のカナダ社会の人種的偏見が端的に現れている。

戦後になってからも、熟練労働力と不熟練労働力がともに不足し、1950年代に南欧、とりわけイタリアから大量の移民がカナダに入ってきたことによって人種的制約がやや緩和されたことや、フランス系の移民が優遇されるようになったことを除けば、移民政策の本質的な変化はなかった。1960年代になって、人種による選抜基準が移民（労働力）の「質」にはつながらないということが明らかになって、初めて人種による選抜基準が技術による選抜基準へと変更された。そして移民による技術の輸入がおおむねその役割を果たした頃になると、1980年代にはビジネスクラスと呼ばれる、香港などから直接資本やノウハウを持って来る投資家・企業家移民の枠が設けられたのである。

移民をめぐる第3の神話は歴史家のグラナステンが指摘しているように「カナダの移民政策の歴史のなかで中心的な問題は、カナダが移民政策を一度として持ったことがないことにある」というものである。⁴² カナダの移民政策は一貫性を欠いてきたというこのような非難をわれわれはしばしば耳にする。確かに、移民としてどのような人間を受入れてきたかという点では、時代に

よって受入れを許可する人々が異なっていたということから、一貫性に欠けていたということが出来るかも知れない。しかし、これまでの議論によっても明らかなように、カナダの移民政策は国家形成と経済発展を最優先課題として、それに対応するものとして各時代の移民政策が形成されてきたということができる。国家形成あるいは経済発展のために「好ましい」人間を移民として受入れるというものであった。ただその「好ましい」人物の内容が、時代によって異なっていただけであった。このように見ると、カナダの移民政策はある意味で一貫性をもっていたということができる。

最後に、おそらくカナダの移民政策に関していつの時代にも広範囲の人々の間で根強く受け入れられてきたと思われる神話を取り上げることにする。それは「移民はカナダ国内の労働者の賃金や雇用にマイナスの影響を及ぼす」とするものである。とりわけ不熟練外国人労働者を大量に受け入れることは、国内の労働者の仕事を奪い雇用に不安定化し、国内労働者の賃金水準を押し下げることに繋がるという理由で、労働組合が先頭に立って移民労働者の受け入れに反対してきたことは事実である。さらに、これら移民の受け入れに伴うさまざまなコスト（移民子弟の公的教育に要する費用負担や社会保障関連の支出の増加）は地方自治体の財政を圧迫し、結果として住民の税負担を重くしているとの不満の声が高まっているのは事実である。ところが、近年の移民に関する多くの研究によって移民がもたらす否定的な影響に関するこれらの神話はその多くが否定されている。たとえば、ボブ・ハミルトン（Bob Hamilton）らは、1977年に国際的な移民（労働力移動）に対するあらゆる規制を取り除くことによって得られる利益は、その年の世界のGNPをしのぐことになるかと推測している。⁴³ このほか、移民が国内の経済的福祉に及ぼす影響に関する1980年代に行われた経済学的研究は、そのいずれもが極めて楽観的な結論に達している。

しかしながら、カナダと同じく移民受け入れ大国であるアメリカ合衆国においては、事情を異にしているかのように思われる。周知のごとく、今日のアメリカはラテンアメリカ諸国からの合法・非合法の大量の移民流入という現実と直面している。これらの移民の3分の1の移住先はカリフォルニアであり、そのほとんどがメキシコからの移民である。記録的な数に達している移民の数を削減すべきであるとの世論の高まりを受けて、アメリカ移民改革委員会（ジョーダン委員会）は1995年、新たな就業規則を通じて合法移民を最低でも現在の3分の1に削減するとともに、不法移民を完全に排除すべきであると提案した。しかしこのような提言とは逆に、その後のアメリカへの移民の流入は史上最高レベルに達している。

1997年、ジョーダン委員会は全米研究評議会（National Research Council=NRC）に対して、移民の財政・人口統計・経済的効果を検討することを要請した。NRCはそのレポートのなかで、財政的には高い割合の移民の流入は、不法移民も税金を払っていることを考えれば、全般的にワシントンにとって都合のいいものにちがいないが、州政府や地方政府にとっては好ましくないと指摘している。⁴⁴

ランド研究所のジョージ・ヴァーネズ（Georges Vernez）、ケヴィン・マッカーシー（Kevin McCarthy）、ハーバード大学のジョージ・ボラス（George Borjas）といった移民研究者も、NRC

Cのレポートの主張とはほぼ同じ趣旨の結論を出している。ランド研究所のヴァーネズとマッカーシーは、そのレポートのなかでこの30年間にわたってカリフォルニアへの移民、特にメキシコからの移民が多かったことによって、教育を受けていない非熟練労働者の州内における比率がパラソスを失った形で高まり、富裕層と貧困層、カリフォルニア州民と移民との間の賃金格差がますます悪化したと指摘している。⁴⁵

ハーバード大学の移民研究者として知られるボラスも、そのカリフォルニア移民の研究のなかで、全国レベルで見ても、高い割合の移民の流入が、富を貧しいマイノリティ層から富裕層へと移動させたと分析し、1965年以降、移民全体のなかで比較的熟練度の高い労働者の数が減少し、国全体の比率と比べると、その減少ぶりが増えつつあると立証している。つまり、移民が基準以下の賃金を進んで受入れるために、アメリカ生まれの産業・農業労働者の賃金を押し下げてしまっているというのだ。その結果、農場や工場の所有者は不自然なまでに低コストの労働力によって利益を得ている。ここからボラスは移民自体が収入再分配プログラムになってしまったと結論づけている。要するに、移民の存在によって賃金が引き下げられるために、労働者の賃金も低下する一方、雇用主は移民による賃金引き下げでますます多くの利益を得ているというわけだ。⁴⁶

上に見たように、近年におけるアメリカへの移民の大波がアメリカ経済に及ぼす影響に関する経済学的研究のいくつかは悲観的な結論を導き出しているにもかかわらず、アメリカの移民研究者の大方は依然として、移民がアメリカ国内の労働者に及ぼす影響は、雇用水準や賃金水準の点で見るとそれほど大きなものではないとする見解をとっている。⁴⁷

カナダの研究者たちも、カナダ生まれの労働者の雇用水準や賃金水準に移民が及ぼす影響はわずかであり、移民世帯は彼らが受け取っている便益以上のものを税金という形で支払っており、彼らのカナダ経済に対する貢献度はカナダ生まれの平均的な世帯の生涯にわたる貢献度を上回っていると結論づけている。ただし、ごく最近の移民の場合、財政面での貢献度はカナダにおいても次第に低下する傾向にあるとの指摘がなされていることも付け加えておかなければならない。⁴⁸

¹ K.マクノート著/馬場伸也訳『カナダの歴史』ミネルヴァ書房、1977年、320頁。

² Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *The Making of the Mosaic: A History of Canadian Immigration Policy*, University of Toronto Press, 1998, p. 311.

³ J. M. S. ケアレス著/清水博・大原祐子訳『カナダの歴史—大地・民族・国家—』山川出版社、1978年、425頁。

⁴ Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *op. cit.*, pp. 311-312.

⁵ *Ibid.*, p. 313.

⁶ *Ibid.*, p. 314.

⁷ ケネス・マクノート著、前掲書、321頁。

⁸ Prime Minister Mackenzie King's Statement on Government Immigration Policy. *House of Commons Debates*, Vol. 3, May 1, 1947, pp. 2644-47.

- ⁹ Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *op. cit.*, pp. 321-322.
- ¹⁰ Freda Hawkins, *Canada and Immigration: Public Policy and Public Concern*, McGill-Queen's University Press, 1988, p. 96.
- ¹¹ *Ibid.*, p. 99.
- ¹² *Ibid.*, p. 99.
- ¹³ *Ibid.*, pp. 101-102.
- ¹⁴ *Ibid.*, pp. 102-106.
- ¹⁵ Debate over Alleged Bureaucratic Injustice in the Administration of the Immigration Act. *House of Commons Debates*. Vol. 2, February 15, 1955, pp. 1158-75.
- ¹⁶ Hawkins, *op. cit.*, pp. 107-110.
- ¹⁷ Report of Civil Liberties Section of the Canadian Bar Association, *Proceedings of the Canadian Bar Association*, 1952.
- ¹⁸ Hawkins, *op. cit.*, pp. 114-115.
- ¹⁹ *Ibid.*, p. 128.
- ²⁰ Subsection 31(a) of P.C. 1962-86, January 18, 1962.
- ²¹ Hawkins, *op. cit.*, pp. 125.
- ²² *Ibid.*, p. 126.
- ²³ Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *op. cit.*, p. 354.
- ²⁴ Department of Manpower and Immigration, *White Paper on Immigration*, Ottawa, 1966.
- ²⁵ *Ibid.*, p. 353.
- ²⁶ *Ibid.*, p. 354.
- ²⁷ Report of the Department of Manpower and Immigration, ADR, 1967-68, pp. 21-24.
- ²⁸ Appendix 2: Canadian Points System 1967 in Hawkins, *op. cit.*, pp. 404-406.
Appendix 10: Selection Criteria for Independent Immigrants / The Points System (Revised in 1985) in Hawkins, *op. cit.*, pp. 424-425.
- ²⁹ Hawkins, *op. cit.*, pp. 150-156.
- ³⁰ *Ibid.*, p. 167.
- ³¹ このグリーン・ペーパーは次の4分冊から成り立っている。
(1) Immigration Policy Perspectives, (2) The Immigration Program, (3) Immigration and Population Statistics, (4) Three Years in Canada.
- ³² *Green Paper I*, p. 3.
- ³³ Freda Hawkins, *Canada and Immigration: Public Policy and Public Concern*, McGill-Queen's University Press, 1972 (first edition), second edition (1988). Gerald E. Dirks, *Canada's Refugee Policy: Indifference or Opportunism?* McGill-Queen's University Press, 1977. Gerald E. Dirks, *Controversy and Complexity: Canadian Immigration Policy during the 1980s*, McGill-Queen's University Press, 1995.
- ³⁴ *Report*, 8, Canadian Bar Association, *Joint Committee*, 1975.
- ³⁵ *Immigration Act, 1976*, S. C. 1976-7, c. 52, s. 3.
- ³⁶ Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *op. cit.*, p. 438.
- ³⁷ *Annual Report to Parliament: Immigration Plan for 1991-1995*, Ministry of Supply and Services, 1990.
- ³⁸ Ninette Kelly and Michael Trebilcock, *op. cit.*, pp. 391-392.
- ³⁹ Robert White, *Legislative Committee on Bill C-86*, 1208-1992, 8, p. 7.
- ⁴⁰ ロナルド・スケルドン編『香港を離れて—香港中国人移民の世界—』行路社、1997年、148-150頁。
- ⁴¹ 前掲書、152頁。

- ⁴² J. L. Granatstein, Irving Abella, T. W. Acheson, David Bercuson, R. Craig Brown, and H. Blair Neatby, *Nation: Canada since Confederation*, 3rd ed., McGraw-Hill Ryerson, 1990, p. 337.
- ⁴³ Bob Hamilton and John Whalley, 'Efficiency and Distributional Implications of Global Restrictions on Labour Mobility: Calculations and Policy Implications,' *Journal of Development Economics*, 14, 1984, p. 61.
- ⁴⁴ National Research Council, *The New Americans: Economic, Demographic, and Fiscal Effects of Immigration*, National Academy Press, 1997.
- ⁴⁵ Georges Vernez and Kevin F. McCarthy, *The Costs of Immigration to Taxpayers: Analytical and Policy Issues*, RAND, 1996. Kevin F. McCarthy and Georges Vernez, *Immigration in a Changing Economy: California's Experience*, RAND, 1997.
- ⁴⁶ George J. Borjas, *Friends or Strangers: The Impact of Immigrants on the U. S. Economy*, Basic Books, 1990. George J. Borjas, 'The Economics of Immigration,' *Journal of Economic Literature* 32, 1994. George J. Borjas, 'The Economic Benefits of Immigration,' *Journal of Economic Perspectives* 9, 1995.
- ⁴⁷ Rachel M. Friedberg and Jennifer Hunt, 'The Impact of Immigrants on Host Country Wages, Employment and Growth,' *Journal of Economic Perspectives* 9, 1995, p. 23.
- ⁴⁸ Don J. De Voretz, ed., *Diminishing Returns: Economics of Canada's Recent Immigration Policy*, C. D. Howe Institute, 1995.